

悪質商法による消費者被害の例

資格（士）商法

会社で仕事をしていると、自分宛てに業者から電話が掛かってきて「行政書士の資格を取らないか」と言われた。現在の仕事に不安があり「資格が取れるまで当社がサポートいたします」と言われたので、連絡先を教え、後日契約をしました。その後、教材や講座の受講料請求書などが次々に送られて来たが、とても難しくやりきれないと思い「解約したい」と伝えたところ「講座の受講生として登録してあるので、違約金と名簿から削除する手数料に50万円」かかるなどと言われ、仕方なく支払ってしまった。